

盛土規制法の運用（開発事業者向け）

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が施行されました。
久留米市では、令和8年4月1日（運用開始日）に規制区域を指定し、許可制度を開始します。

開発許可制度の対象と完全一致するわけではないので、ご注意ください。

1. みなし許可

運用開始日以降に開発許可を取得する場合、盛土規制法の許可申請は不要です。

※規模によって中間検査が必要となる場合があります。

※運用開始日の前に開発許可を取得した場合は、次の点に注意してください。

- ①運用開始日時点で工事が完了している場合、手続きはありません。
- ②運用開始日時点で工事に着手し、運用開始日時点で未完了の場合、届出が必要な場合があります。
- ③運用開始日時点で工事に着手してらず、運用開始日以降に着手する場合、許可が必要な場合があります。
(詳しくは、チラシ「盛土規制法の運用開始（すでに工事中の盛土等）」をご覧ください。)

2. 平地における1m以下の盛土

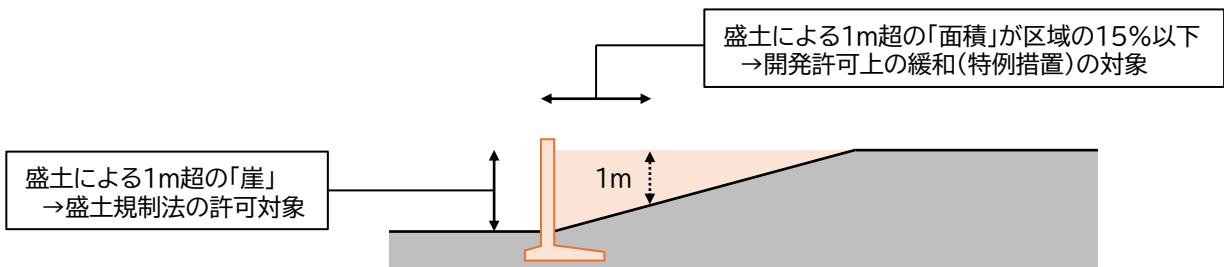
「盛土」についてのみ言えば、開発許可制度・盛土規制法ともに許可対象外です。

※「区画の変更」「質の変更」「切土」がある場合は、開発許可が必要となる場合があります。

3. 注意が必要なケース ※開発許可は不要だが、盛土規制法の許可が必要

（1）「形の変更」に特例措置（1m超の盛土が開発区域の15%以下）を適用するケース

※この特例の適用は、市街化区域・非線引き都市計画区域に限ります。



（2）傾斜地に盛土をするケース（30°以下の法面の場合）

